委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月18日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等		
	○ 知事 ● 市区町村長等		
2. 都道府県名	和歌山県		
3. 市区町村名	有田川町		
4. 届出番号	4		
5. 独自利用事務の事例番号	. 74-1		
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.aridagawa.lg.jp/chosei/gyosei/18497.html		

執行機関名 有田川町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務 省令で定めるもの	有田川町子ども医療費の支給に関する条例(平成22年条例第13号)による医療費の支給に関する事務であって規則に定めるもの
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
①番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		有田川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第4 の項 有田川町子ども医療費の支給に関する条例(平成22年条例第13号)による医療費 の支給に関する事務であって規則に定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第1条	有田川町子ども医療費の支給に関する条例(平成22年条例第13号)第1条及び第2 条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号) 第七条第一項 に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母 その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識 の下に、 <u>児童を養育している者</u> に児童手当を支給することにより、家庭等にお ける生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う <u>児童の健やかな成長</u> に 資することを目的とする。	第1条 この条例は、子どもに係る医療費を助成することにより、経済的負担の軽減を図るとともに、子どもの健康の保持及び増進に寄与し、もって子育て支援することを目的とする。 第2条 この条例において「子ども」とは、6歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。 2 この条例において「保護者」とは、親権を行う者その他の者で子どもを現に監護し、生計を維持している者をいう。
⑦独自利用事務の関連規範		有田川町子ども医療費の支給に関する条例(平成22年条例第13号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

備考

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号	有田川町子ども医療費の支給に関する条例 第5条		
	児童手当法第七条第一項の児童手当又は特例給付の受給資格及びその額 についての認定の請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	子どもに対する医療費の支給の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>		
特定個人情報1				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号 口	有田川町子ども医療費の支給に関する条例 第2条		
②情報提供者	市町村長	市町村長		
③提供を求める特定個人情 報	当該請求に係る支給要件児童又は当該請求に係る一般受給資格者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該請求に係る支給要件児童又は当該請求に係る一般受給資格者に係る住民票に記載された住民票関係情報		